

第6回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年12月1日(金)
午前9時00分～午前10時13分
2. 場所 遠賀町役場
車庫棟2階 第6会議室

第6回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年12月1日(金) 午前9時00分~午前10時13分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舩添	博孝
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	和田	利郎

4. 12月の農業相談委員

5番 矢野 英昭 委員

6番 芳村 正博 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

農地法第3条の規定による許可申請について()

農地法第3条の規定による許可申請について()

(2) 報告案件

農地転用届について(遠賀町長 原田正武)

農地転用届について（遠賀町長 原田正武）

（３）その他の案件

意見書について

福岡県農業委員会研修大会の開催について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	池田 知致
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 9時 00分

事務局

おはようございます。定刻になりますので間もなく始めますが、今回初めて最適化推進委員さんと農業委員さんと合同での総会の場となっております。事務局としましては、当初2カ月に1回合同でしようということで予算上確保しているわけですが、今回農業委員さんがどういう形でこの総会の場で議論がなされてというのを最適化推進委員さんにも知っておいていただきたいという思いがございまして、またこのあり方が好ましければ、来年度合同でするかどうかというのを検討させていただきたいという思いで合同での開催を催したものでございます。ご理解を賜りたいと思います。なお、今から総会が始まりますが、議決権については農業委員さんのみとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

皆さん。おはようございます。

ただ今局長が説明しました通り、今年の7月に発足しまして、初めて合同の実際の農業委員会の総会をこういう形で設定しております。また後程こういったいきさつについても、また局長の方から話があるかと考えております。早いもので、もう5か月間、各町もそれぞれ今までの状況を振り返りながら、各町もやはり色々な悩みを抱えている、在り方、持って行き方、農業委員会の方法、進め方、それでもまだ色々検討段階にある、ということで色々な情報を意見交換等やっていきながら、各町それぞれの町の農業を守るために一丸となって農家とうまくやっていこうということで進めております。当遠賀町につきましても推進委員、農業委員含めまして、町の発展、耕作放棄地の

解消、そういった大きな命題を抱えておりますので、ぜひまた来年もよろしく
お願い申し上げまして、簡単ですけれども挨拶に代えます。

議長 それではさっそく総会を進めていきたいと思えます。先程局長が言われまし
たように、議決権は農業委員のみということで。本日の出席委員は、農業委
員 8 名中 8 名の出席となっております。過半数の出席があり、総会が成立し
ています。

よって、ただ今より第 6 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 5 番矢野英昭委員、6 番芳村正博委
員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第 3 条許
可申請関係 2 件となっております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。譲受
人が別府にお住まいの 氏 譲渡人が同じく別府にお住まいの
氏です。

申請地が 3 ページの字図にありますように、大字別府字上牟田 2 4 3 4 番、
地目が田、面積が 1 0 3 m²です。農地区域が農業振興地域内農用地となっ
ております。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従
事する環境に特段問題は無いものと思われます。

事務局 続きまして 4 ページをお開き下さい。付議案件 農地法第 3 条の規定による
許可申請についてでございます。譲受人が上別府にお住まいの 氏、
譲渡人が鬼津にお住まいの 氏です。申請地が 6 ページの字図にあ
りますように、大字尾崎字舟川 5 2 番 1、地目が田、面積が 4, 1 1 1 m²です。
農地区域が農業振興地域内農用地となっております。譲受人が規模拡大のた
めに農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いもの
と思われます。

続きまして7ページをお開きください。報告案件 農地転用届けについてでございます。届出人が遠賀町長原田正武で、土地の所有者が尾崎にお住まいの 氏です。申請地が9ページの字図にありますように、田園三丁目1299番1の一部、地目が田、面積が17.46㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請理由は道路拡幅のためです。農地法の許可が不要な場合の、土地収用法に基づく事業に該当するため、許可不要として届出されています。

10ページが土地利用計画図、11ページが断面図です。

続きまして12ページをお開きください。報告案件 農地転用届けについてでございます。届出人が遠賀町長原田正武で、土地の所有者が別府にお住まいの 氏です。申請地が14ページの字図にありますように、大字別府字千代丸下2804番1 他3筆、地目が田、合計面積が989.23㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地、土地の用途区分が無指定の第1種農地となっております。申請理由は道路新設のためです。農地法の許可が不要な場合の、土地収用法に基づく事業に該当するため、許可不要として届出されています。15ページが全体の道路計画図、16ページが今回申請にかかる部分の利用計画図、17ページが断面図、参考として18ページがこの道路新設にかかる計画概要となっております。簡単にご説明をしますと、既存の町道山手線は、町内最長の基幹道路でありながら、尾崎の方から千代丸のガード下をくぐる部分ですね、幅員が狭く、またJR鹿児島本線の下部分は年に数回冠水し、通行止めが生じることからこれを回避する都市計画道路尾崎・上別府線を跨線橋(こせんきょう)として整備する計画がありました。しかしながら、跨線橋は費用も莫大であり整備に時間も要することから、線路と平面交差するこの道路を新たに町認定道路として整備するものです。跨線橋の計画道路は廃止となります。線路の南側からの道路整備は年内着工を目指しており、整備完了までは5年間を予定し、平成32年度の完了を目指すということです。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、推進委員さんも一緒に現地を回ります。総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

- 現地調査後 -

再開 9時 50分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。
まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(8 番)

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の松井 悟委員から報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(7 番)

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、報告案件 について、現地確認前に事務局から報告がありましたが、本件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件 についても、現地確認前に事務局から報告がありましたが、本件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは19ページをご覧ください。報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約が1件となっております。付議案件 に関連した分です。
さんが耕作されていた小さいところをお返しして、そこを購入されるということです。以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは続きまして、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件 意見書について説明。
議長 意見書の件ですけれども、何かご意見等がございましたら。
いいですかこの内容で。もしよければこのまま進めたいと思います。

いいですね。では後日日程を調整して副会長と共に提出したいと思います。
続いて を。

事務局 その他の案件 平成29年度福岡県農業員会研修大会の開催について説明。

議長 それでは他に皆様の方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第6回遠賀町農業委員会総会を
閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会 10時 13分